

魚津市告示第86号

魚津市母子家庭等及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部改正について

魚津市母子家庭等及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱（平成25年魚津市告示第83号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月3日

魚津市長 村椿 晃

第4条第1項中「（その算定額が20万円を超えるときは、20万円）」を「とし、その上限額は、次の各号に掲げる区分によりそれぞれ当該各号に掲げる額」に改め、同項に次の2号を加える。

- （1） 職業に必要な実践的かつ専門的なものとして市長が指定する対象教育訓練を受講する場合 80万円
 - （2） 前号に掲げるもの以外の対象教育訓練を受講する場合 20万円
- 様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号（第 5 条関係）

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

魚津市長 あて

申請者氏名

㊟

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年 月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
②住所	(〒 -)	電話	() -
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用 (予定)	入学料	円、受講料	円 合計額 円
⑦公共職業安定所の一般教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の一般教育訓練給付金の受給資格が ある ・ ない		
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある ・ ない		
⑨児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) ㊟		
(備考)			

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の 6 割相当額（上限 20 万円。職業に必要な実践的かつ専門的なものとして市長が指定する教育訓練にあつては、上限 80 万円）です。
雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市へその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して 30 日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。
- 「⑨児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

魚津市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

①氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日 (歳)
②住所	(〒 -) 魚津市	電話	() -
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日まで (受講開始日)		
⑥所要費用（予定）	入学料 円、受講料 円	合計額	円
※備考			

あなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

年 月 日

魚津市長

㊞

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の 6 割相当額（上限 20 万円。職業に必要な実践的かつ専門的なものとして市長が指定する教育訓練にあつては、上限 80 万円）です。
雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市へその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して 30 日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。